

令和2年 第10回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年9月4日（金） 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦  
 事務局次長 西村 眞徳  
 事務局 菊池 誠晃、新田 温乃

○欠席委員

なし

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 付議案件について
  - 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
  - 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について 1件

議案第 46 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	4 件
議案第 47 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	1 件
議案第 48 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)	14 件
報告第 10 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	2 件
追加議案第 49 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件

#### 第 4 協議事項

- ・ 県外視察研修の中止について
- ・ 農業委員会組織による「令和 2 年 7 月豪雨災害義援金」の募集について
- ・ 第 11 回農業委員会総会について

#### 5. 会議の概要

事務局長           ただいまから、令和 2 年第 10 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

                    本日の出席委員は 19 人中、19 人で総会成立の定足数に達しております。

                    それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

                    (大本会長挨拶)

議 長           それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

                    (異議なし)

議 長           それでは議事録署名人に「5 番、菊池 英昭委員」、「6 番、西川 久美委員」を指名します。

議 長           それでは付議案件に入ります。  
                    議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

                    番号 24、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 44 号、番号 24 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,597 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「3,665 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「譲渡人、譲受人双方の同意により贈与したい」。譲受人は「後継者として農業に精進したい」であります。

譲受人の経営面積「435.9a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

5 番

この案件は記載があるとおおり、親と子の関係で贈与を毎年少しずつ行っております。譲受人の息子さんですけど就農されて 20 年以上、農家の主力として頑張っておられます。また、息子さんの奥さんも農業に従事されて、2 人一緒でがんばっておられます。別に問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することと致します。

議長

続きまして、議案第 45 号、番号 1「農地法第 5 条第 1 項の規定に

よる許可後の事業計画変更申請について」、及び、議案第 46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」、番号 6 番は関連事項でありますので、一括審議といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 45 号、番号 1 を説明します。

この案件は、平成 23 年 4 月の総会において、ご審議をいただき、平成 23 年 4 月 28 日付の愛媛県指令において、許可を受けているもので、この度の変更申請により、事業内容の変更を行うものです。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「宅地」、面積「727.66 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、合計「1124.65 m<sup>2</sup>」、使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「賃貸長屋住宅」、転用理由「申請地は、通学・通勤に適した立地として、入居者の確保が期待できることから、新たにもう 1 棟新築し、全体で 2 棟の賃貸長屋住宅の運用をしたい」とのことです。

参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇で〇〇〇〇の近くに位置しております。

資料 3 ページをご覧ください。

当初計画していた土地利用計画図ですが、図の下の方に〇〇〇〇を整備する予定でしたが、転用許可後、建築工事に着工したところ、当初予定していた予算よりも大きく工事費がかかり、やむを得ず規模縮小した計画変更となっております。

結果、この部分の農地は造成されず、現在も農地として利用されております。このことは、当初計画者の故意又は重大な過失によるものではございません。

参考資料 4 ページが現在の施設の整備状況となっております。

参考資料 5 ページが、計画変更後の土地利用計画図で、変更後の転用事業は使用されなかった農地と新たに隣接する農地を利用して、この後説明します、新規の 5 条許可申請により、新たにもう 1 棟新築する計画となっております。

この計画変更は、変更前の転用事業に比べて同程度であり、周囲に及ぼす影響等も、同程度でありますので、よって本案件は、前回同様、許可相当となります。

続いて、議案第 46 号番号 6 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「350 m<sup>2</sup>」、使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「賃貸長屋住宅」、転用理由は先ほどと同じとなります。

参考資料 6 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は先ほど説明したとおり、既存施設に隣接する農地を利用し、農地としては、農業振興地域内の農用地区域外にある小集団の生産性の低い農地にあたります。

このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、他のいずれの部分にも該当しない農地に該当するため、「第二種農地」となります。

この第二種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に他に適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は、特段問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料の 7 ページから 10 ページに、地番地目図及び事業計画等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17 番 「〇〇〇〇」さんにお聞きしたわけですが、当初計画していたリフォームは経費がかかるということで、狭くなっていたそうです。それで今回、思い切ってもう少し大きな隣の分を造成して〇〇〇〇を建てたいということでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案 46 号、番号 7、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 46 号番号 7 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「348 m<sup>2</sup>」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅用地」、転用理由、「現在、借家に妻と子供 3 人と同居しているが、子供も成長し手狭となったので、申請地を譲り受けて、住宅を新築したい」とのことです。

参考資料の 11 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。

このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第三種農地」となります。この第三種農地の転用は同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件の仕様等に、特段問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料の 12 ページから 14 ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

18 番

この申請ですけれども、今は菜園で使っております。参考資料の地図を見てもらったら分かるんですけど、ほとんど周りは全部住宅でありまして、そのちょうど角に「〇〇〇〇」さんの家があるんですけど、そこは今度、〇〇〇〇のお父さんの家でございます。問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

- 議 長            それでは承認することと致します。
- 議 長            続きまして、番号 8、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局            議案第 46 号、番号 8 を説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「380 m<sup>2</sup>」、所有権移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、外 2 名です。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
転用目的「住宅用地」、転用理由「現在、借家に妻と子供 1 人と同居しているが、子供も成長し手狭となったので、申請地を譲り受けて、住宅を新築したい」とのことです。  
参考資料の 15 ページ、位置図をご覧ください。  
申請地は〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第三種農地」となります。  
この第三種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。  
参考資料 16 ページから 18 ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。  
以上です。
- 議 長            地元委員の説明を求めます。
- 3 番            申請地でございますが、地図を見て分かるように、〇〇〇〇に隣接しております。周りは住宅地で、この分は所有者のお父さんが畑を作っておられて、お父さんが亡くなってからは、畑を作る人もいなくて、この分だけ荒れた状態でした。譲受人の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇であります。地域のリーダーを職務される人物であります。  
よろしく申し上げます。
- 議 長            ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員            (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 番号 9、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 46 号、番号 9 を説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「70 m<sup>2</sup>」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「建売住宅用地」、転用理由「申請地は、住宅地として便利の良い場所にあるので、土地を取得して建売住宅を建築し販売したい」とのことです。

参考資料の 19 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第三種農地」となります。

この第三種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料 20 ページから 22 ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 譲渡人の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇をなさった方で、現在は病気のため療養中です。現在、娘さんとその奥さんが農家を継いでやっているようです。建売住宅を建てて販売したいということなので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地  
利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。  
番号 67、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 47 号について説明します。  
番号 67、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「7.34  
m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「149.5  
a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8 番 「〇〇〇〇」さん、この方は現在、〇〇〇〇において、〇〇〇〇に  
お勤めです。年は〇〇〇〇。去年の暮れ、お父様をご逝去され、長年  
お父様は〇〇〇〇でみかん作りに従事されておりましたが、去年の暮  
れにご逝去されました。それに伴い、〇〇〇〇である〇〇〇〇さんは、  
農地の整備及び土地の整理等をしていたところ、この土地が現在まだ  
残っていたということで急遽、売買の話が持ち上がり、「〇〇〇〇」  
さん、この方は、近所の〇〇〇〇の方で、〇〇〇〇、現在も熱心に農  
業をされておられる方です。その方に売買の話がすぐに決まりました。  
詳細は以上です。  
よろしく申し上げます

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いせんか。

委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地  
利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」を上程致します。  
番号 185 から 187 まで、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 48 号について説明します。

ここで、第 48 号の説明をする前に、本日、農地中間管理機構を通  
した貸借について審議がありますので、農地中間管理機構について簡  
単に説明をしたいと思います。

本日配布した資料の、「農地バンクを活用しましょう」と書いてあ  
る資料をご覧ください。

農地中間管理機構は、農地バンクとも呼ばれます。農地を貸したい  
所有者から受け皿的に農地を借り受け、農地を借りたい担い手にまと  
まった形で貸付けを行う、公的な機関です。都道府県に一つ指定され、  
愛媛県は、えひめ農林漁業振興機構が役割を担っています。

農地中間管理機構を通して農地の貸借を行うと、資料の下にある通  
り、要件を満たせば様々なメリットが受けられます。当市では、この  
ようなメリットがある場合に、農地中間管理機構を紹介しています。

また、農地中間管理機構を通した貸借が推奨されていることから、  
当市では、農協が研修園として農地を借り受ける場合に利用していま  
す。

今回は番号 188 から 191、195 から 198 にて、4 人の所有者から農協  
が農地を借り受けるにあたり、農地中間管理機構を通して貸借を行いま  
す。

以上です。

それでは議案第 48 号、番号 185 から 187 まで、一括して説明致し  
ます。

番号 185、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「68  
㎡」、新規の貸貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積

「199.5a」、期間「7年5カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号186、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,447 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「158.5a」、期間「令和3年1月31日まで」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号187、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,577 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「5,213 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「53.3a」、期間「令和3年1月31日まで」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8番 番号185、〇〇〇〇の件ですが、先ほど説明した「〇〇〇〇」さんの樹園地です。土地を整理していたところ、この樹園地も出てきましたということで報告をもらいまして、農業委員会で調べたところ、68 m<sup>2</sup>は〇〇〇〇における地滑り対策の工事が入りまして、その際に、平成30年4月に賃貸が成立している園地の中に水路が横切りました。その横切った水路を分筆されて登録されていたところ、抜けがありまして、賃貸の中にこの面積が含まれていなかった。現在、宙ぶらりんの状態で、「〇〇〇〇」さんのところに所有権が残っていたので、それを〇〇〇〇の方から申し出があり、「〇〇〇〇」さん、現在、その農地を7年5カ月で契約している若手の農業者です。現在、妻と子供もおり、農作業をがんばっておられる方です。その方にそのまま作って頂きたいという旨の意見を頂きましたので、今回の新規の契約において、前の賃貸契約の中に含めさせていただきます。以上が詳細です。

9番 番号186、187についてご説明します。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、6月に〇〇〇〇で入院されまして、現在は、先月末に退院されて、自宅療養リハビリ中のございます。それで、6月までちゃんと管理されていた園地で誰か作り手はないかということで、〇〇〇〇の「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。近くに園地もありまして是非ともやらせてくださいということで、お願いいたしました。

それと、番号187、5反2畝ほどあるんですが、「〇〇〇〇」さん、

この人は「〇〇〇〇」さんの同級生でなかよしなので、両方手伝いとかも一緒にされておりましたが、〇〇〇〇にどうか作って欲しくないかということで、〇〇〇〇がお願いしていた件もあります。それで、現在退院して、自宅リハビリ中で来年はどうなるか分からないんですが、元気になったら是非とも作りたいということで、中途半端なんです、来年の1月末までの契約ということで、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんとに畑を作っていただきますということで、契約致しました。

2人とも熱心な方ですので、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。  
委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号188から194まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは番号188から194まで、一括して説明致します。  
番号188、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「951㎡」、外4筆、計「2,586㎡」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間「4年6カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
番号189、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「951㎡」、外4筆、計「2,586㎡」、転貸です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間「4年6カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
番号190、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「519㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間「4年6  
カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号191、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「519  
㎡」、転貸です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間「4年6  
カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号192、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「742  
㎡」、外2筆、計「2,134.75 ㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積  
「312.6a」、期間「4年5カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号193、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「504  
㎡」、外1筆、計「1,478 ㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、  
経営面積「149.4a」、期間「4年5カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号194、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「12  
㎡」、外2筆、計「75 ㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、  
経営面積「149.4a」、期間「4年5カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

10番

番号188、189を最初に説明します。

この案件は、先ほど事務局から説明があった中間管理機構を通じた  
案件です。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、元々、妹さんが10年  
前からみかん作りをされていて、妹さんはもう〇〇〇〇過ぎた方  
ですけど、女性1人ではなかなかしんどいということで、お兄さんの「〇  
〇〇〇」さんが帰ってくるという話で、この畑は作り続けるというこ  
とだったんですけど、どうも話がうまくいかなかったのか、やっぱ、  
ちょっと作れないということで、こちらに話がきまして、あたり手  
を探したんですけどなかなか見つからず、今、〇〇〇〇に就農を目指  
した研修生が〇〇〇〇おられて、その研修生の就農のための園地とし

て、〇〇〇〇に来年まで管理をしてもらうということで、話がまとまりました。

次に番号 190、191 についてですが、これも同じく中間管理機構を通した案件です。〇〇〇〇は高齢で、なかなか農業が出来ない方で、ちょっと地元の人にはあまり貸したくないという思いがありまして、たまたま、研修生が最近、〇〇〇〇に入ってこられて、そのがんばりを見て、研修生に貸したいということで、この話がまとまりました。これも同じく研修生のために就農するための園地として、〇〇〇〇に管理していただきます。

次に番号 192、193、194 ですが、この 3 つの園地は元々、「〇〇〇〇」さんという方が作って、〇〇〇〇の熱心な農家さんが作っておられたんですけど、ついひと月程前に〇〇〇〇で、急に亡くなられました。そして急遽、作り手を探したところ、〇〇〇〇の園地を「〇〇〇〇」さん、この方は〇〇〇〇で、息子さんも最近、〇〇〇〇ぐらいの息子さんがおられるんですけど、一緒に農家をしてばりばりの勢いのある農家さんです。〇〇〇〇のこの 2 園地ですけど、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で、最近結婚をされて子供も生まれて、お父さんと一緒にばりばり熱心にやられている方です。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 195 から 198 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは番号 195 から 198 まで一括して説明します。

番号 195、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「4,241 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「4,874 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間「4年6カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号196、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「4,241㎡」、外1筆、計「4,874㎡」、転貸です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間「4年6カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号197、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「917㎡」、外1筆、計「2,258㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間「4年6カ月」。

番号198、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「917㎡」、外1筆、計「2,258㎡」、転貸です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間「4年6カ月」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17番 まず番号195ですが、「〇〇〇〇」さんの農地ですが、段々の伊予柑畑で、中に少し日南がまざったような畑でございます。〇〇〇〇の近くですが、事務局からどうしてこういうふうになったのかということを知りたいと聞いてくださいということで、お聞きしましたら、親父さんがケガをされて、ちょっと面積を減らしたいみたいな話をされておりました。

それで、番号196は〇〇〇〇から〇〇〇〇に移動した件です。

番号197の「〇〇〇〇」さんの農地は、〇〇〇〇を上がったところにありまして、デコポンです。「〇〇〇〇」さんは知っておられる方もおられるかもしれませんが、〇〇〇〇に一度決まっておったんですけど、私も〇〇〇〇で〇〇〇〇までおったんですけど、ご病気だそうので、辞退されました。それで、別の方が今なっておられるわけですが、「〇〇〇〇」さん、我々でみかん・晩柑など〇〇〇〇を使いまわして、どんどん〇〇〇〇に運んでおられましたけど、畑すべて辞められまして、〇〇〇〇やトラックを全部処分されまして、農業辞められました。

番号 198 番は〇〇〇〇から〇〇〇〇に移動した件です。  
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出  
等について」  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 10 号について説明します。  
番号 41、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,597  
㎡」、外 3 筆、計「2,728.75 ㎡」。  
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
解約の理由「贈与するため」であります。  
以降の案件については説明を省略します。  
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして、追加議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による  
許可申請に対する意見について」を上程致します。  
番号 10、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 49 号、番号 10 を説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「雑種地」、面積「954 ㎡」、所  
有権移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「賃貸長屋住宅」、転用理由「現在、会社勤めをしているが、将来にわたる安定収入のため、賃貸長屋住宅 2 棟を建築したい」とのことです。

議案第 49 号の参考資料 1 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くにあり、都市計画用途地域の準工業地域にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する用途地域内の農地に該当するため、「第三種農地」となります。この第三種農地の転用は同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件の仕様等に、特段問題がなければ許可できるものと考えます。

ただ、この土地につきましては、違反転用となっておりましたので、農地部会において審議しております。

参考資料 2 ページから 5 ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長           この案件は農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告をよろしく願います。

4 番           それでは追加議案になっております違反転用という言葉ではありませんが、本日 13 時より開催させていただきました農地部会、その際に 8 月 26 日に両副部会長、地元委員、そして私と、そして今回、譲り受けたと言われております〇〇〇〇の申請代理人である〇〇〇〇を踏まえて、8 月 26 日、現地に向かいだして確認をさせていただきました。

今、事務局から説明がありましたこの場所は、〇〇〇〇にありまして、これは平成 14 年、〇〇〇〇させていただくときに、この広い土地を駐車場として使わせていただいたようです。

その代わりに、この場所を使っておりましたが、3 年経てば元に戻すようにというようなことでの許可であったようです。そのかわり、この貸し手の〇〇〇〇、〇〇〇〇でありまして、とても高齢であります。故意にこういうことをしたのではないという事で、それぞれ副部会長及び地元委員の方々の声を聞かせてもらいまして、農地部会では、この違反転用と言うよりか、私の意見ではありますが、平成 14 年の時に、3 年間を経過すれば元に戻さなければならないんですよって言う

ようなことを農業委員として伝えていく、大切な言葉が必要ではなかったのかなと思いますので、今後はこういうことを気を付けていきたいなと思っております。

それで農地部会では報告をさせていただき承認を得ましたので、ここでご報告をいたします。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年9月4日

会 長 大本 定一

議事録署名人 菊池 英昭

議事録署名人 西川 久美